

VI.災害救助法

1 災害救助法による救助の概要（平成25年4月1日以降）

（保健福祉局）

1 法適用基準

(1) 住家の滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次に掲げる世帯数以上の場合。

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村区域内の人口	滅失世帯数
5000人未満	30世帯
5000人以上 15,000未満	40 "
15,000人 " 30,000 "	50 "
30,000人 " 50,000 "	60 "
50,000人 " 100,000 "	80 "
100,000人 " 300,000 "	100 "
300,000人以上	150 "

注1) 滅失世帯数の換算方法

〔	全滅、全焼	1
	半壊、半焼	1/2
	床上浸水等	1/3

注2) 北海道全体で2,500世帯を越えた場合は、左記の1/2の世帯数

(2) 隔絶した地域での災害発生等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情があり、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合【法施行令第1条第1項第3号】

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合。【法施行令第1条第1項第4号】

2 救助の種類及び概要

(災害救助事務取扱要領 令和3年度災害救助基準より)

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実績に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 伴与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲食用水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

VI 災害救助法

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「生体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内</p>	<p>災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）</p>	
学用品の給与	<p>住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円</p>	<p>災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。</p>
埋葬	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
死体の搜索	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>

VI 災害救助法

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び貸借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

応急仮設住宅台帳

札幌市(区)											
応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

(注) 1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4. 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
 6. 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住他応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	札幌市(区)摘要
		月 日	円	

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名 備考 印

月日	市(区)名	患者数	措置の概要	死体検案数	実支出額 円	備考
計						

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

札幌市(区)

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
				入院	通院	入院	通院		
計	機関								
	人								

(注)「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん機関 月 日 ~ 月 日	金額	備考	札幌市(区)
				円		
計		機関				

埋 葬 台 帳

札幌市(区)

死亡年月日 年 月 日	埋葬年月日 年 月 日	死亡者		死亡者 との関係	氏 名	棺(付属品を 含む)	埋葬を行った者			備 考
		氏 名	年 令				埋 葬 者	火 葬 料	骨 霜	
						円	円	円	円	
計										

(注) 1. 埋葬を行った者が市(区)長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2. 市(区)長が棺、骨霜等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

